

船員保険特別会計の改革の進捗状況

【1 概要】

- 船員保険法に基づく医療給付、職務上災害補償給付、失業給付等の事業運営を経理
- 被保険者数の減少（昭和46年度：268千人→平成16年度：63千人）に歯止めがかからず、保険料収入が減少し続けるなど、職務上年金部門を中心に抜本的な財政対策が必要な状況

【2 改革の方針】

- 平成22年度を目途に、船員保険事業のうち労災保険制度及び雇用保険制度に相当する部分は、労働保険特別会計のそれぞれの制度に統合
- 上記以外の部分は、国以外の公法人等に移管

【3 改革の進捗状況】

- 船員保険の当事者である船舶所有者及び被保険者の代表者等により構成される「船員保険事業運営懇談会」において、船員保険制度見直しの詳細について合意形成が図られ、平成18年12月、懇談会報告書が取りまとめられた。
- 懇談会報告書を基本とした船員保険制度の改正法案を「雇用保険法等の一部を改正する法律案」として、第166回通常国会に提出。
- 「特別会計に関する法律」により、船員保険特別会計について、平成21年度末に廃止することを決定。